事　務　連　絡
令和７年 11 月 17 日

別記関係団体　御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

在日外国人向け資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」の
多言語対応について（周知依頼）

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の利用促進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和６年 12 月２日から従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、その後はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しております。

在日外国人に関しても、一定の要件に該当する場合には、公的医療保険の加入対象者となり、取得したマイナンバーカードをマイナ保険証として医療機関・薬局で利用することが可能です。

そのため、先般、マイナ保険証の概要等に関する日本語版・英語版の資料を作成のうえ、「在日外国人向け資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」（周知依頼）」（令和７年２月 18 日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課事務連絡）を発出したところですが、今般、当該資料を改訂するとともに、韓国語や中国語等、以下に記載の合計 15 言語に追加で対応いたしました。

また、当該資料は厚生労働省ホームページ「在日外国人向け　マイナ保険証のご案内」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51604.html）に掲載しており、ダウンロードしてご活用いただけます。

つきましては、当該資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」について、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

＜対応言語＞

日本語・英語・韓国語・中国語（簡体字）・中国語（繁体字）・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・ネパール語・タイ語・ミャンマー語・クメール語・モンゴル語

以上